

京都市告示第568号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

令和5年1月4日

京都市長 門川大作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する障害区分
小川 隆弘	京都府立医科大学附属病院	脳神経外科	肢体	視覚*、聴覚*、平衡、音声・言語

\*障害区分の視覚又は聴覚については、診療科目が眼科又は耳鼻咽喉科以外の場合、腫瘍や神経疾患等による視力喪失者又は聴力喪失者の診断に限る。

(地域リハビリテーション推進センター企画課)